

税制改正のお知らせ

個人の市・県民税所得控除の引上げ

地方税法が一部改正され、個人の市・県民税の所得控除がA表のように引上げられました。この結果、市・県民税は夫婦と子ども2人の4人世帯の給与所得者の場合、その支払金額が141万8000円(前年度130万9000円)までは所得税がかからないことになりました。

A表 市・県民税の所得控除額

項目	改正後	改正前
基礎控除額	200,000円	190,000円
配偶者控除額	200,000	190,000
扶養控除額	1人につき	190,000
	配偶者のない1人目の扶養控除	200,000
	70歳以上の老人	200,000
障害者控除	障害者	180,000
	特別障害者	200,000
老年者控除額	180,000	160,000
寡婦控除額	180,000	160,000
勤労学生控除額	180,000	160,000

障害者などの非課税

限度額の引上げ

障害者、未成年者、老年者(65才以上)及び寡婦の非課税限度額が80万円(前年70万円)になりました。

これにより、障害者などが給与所得者の場合、年取133万円以下(前年120万円以下)の人は課税されません。

法人の市民税

法人均等割の税率引上げ

B表のように引上げられました。この改正は52年4月1日以降に終了する事業年度分の法人市民税から適用されます。

電気税

免税点が2400円(前年度2000円)に引上げられました。52年6月1日以降に使用する電気から適用されます。

ガス税

免税点が4800円(前年度4000円)に引上げられました。52年6月1日以後に使用するガスから適用されます。

B表 法人市民税の均等割税率表

法人の区分	税率(年額)
資本金が1億円を超え、かつ従業員が100人を超える法人	80,000円 (改正前24,000円)
資本金が1億円を超え、かつ従業員が100人以下の法人及び資本金が1千万円を超え、1億円以下の法人	24,000円 (改正前12,000円)
資本金が1千万円以下の法人	8,000円 (改正前7,200円)

問合せは市役所市民税課(内線280番)へ。

《6月の納税》
市・県民税 第1期
6月30日までにお忘れなく



小林美智子
(石坂)

わたしたち台所を預かる主婦にとってこんなホットニュースはありません。関係に感謝申し上げます。聞くと、夫婦との4人世帯マンの場合、昨年度は、円だったのが10万9,000円引、筋の皆さん上げます。によります。こども2人のサラリー給与所得が130万9,000円に対し、10万9,000円引上げられ、141万8,000円までは税金がかからなくなり、これで少しは生活が楽になるでしょうか。いずれにしても少しでも税金が安くなるということは、うれしいことです。

生活が少しは楽に

街を自然を美しく
吸いがらの投げ捨てはやめましょう。

Smokin' Clean